

唐津市・玄海町地域循環型社会形成推進地域計画

唐津市、玄海町

平成 26 年 1 月 14 日

平成 27 年 2 月 9 日

平成 27 年 3 月 25 日

平成 28 年 1 月 6 日

平成 29 年 2 月 28 日

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村：唐津市、玄海町

面積：523.49km²

人口：135,516 人

表-1 人口及び面積の内訳

構成市町	唐津市	玄海町	計
面積	487.48 km ²	36.01 km ²	523.49 km ²
人口	129,216 人	6,300 人	135,516 人

※：人口は平成 25 年 3 月 31 日現在住民基本台帳を使用した。

(2) 計画期間

本計画は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。

浄化槽設置整備事業等の生活排水処理計画（期間：平成 22 年度から平成 26 年度）については、今回の長寿命化事業（設備改良・設備導入事業）等を整備するに当たり、本地域計画に変更し浄化槽設置整備事業等を行う。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

唐津市・玄海町地域（以下、「本地域」という。）は、佐賀県の西北部に位置し、東部は、福岡県、佐賀市、西部は伊万里湾を経て長崎県と南は多久、武雄、伊万里の各市にそれぞれ境を接し、北部は玄海灘に面した沿岸地域である。本地域のごみ処理については、昭和 54 年度から旧唐津市と旧東松浦郡（浜玉町、巖木町、相知町、肥前町、鎮西町、呼子町、玄海町、北波多村、七山村）の 1 市 7 町 2 村で構成される唐津・東松浦広域市町村組合が運営する唐津清掃センター（現：唐津市清掃センター）で行ってきたが、市町村合併（玄海町を除く 1 市 6 町 2 村）を機に、唐津・東松浦広域市町村組合を解散し、以降、ごみ処理の業務は唐津市に継承され、合併に参加しなかった玄海町のごみ処理については平成 17 年 1 月 1 日か

ら唐津市に委託している。

これまで、ごみ処理施設関連（焼却施設・ペットボトルセンター・最終処分場）については、適正な維持管理に努めてきたが、特に焼却施設については経年による施設の老朽化が懸念されるため、長寿命化計画を策定し対策を施すこととする。また、離島の向島については小規模焼却炉を整備するものとする。ペットボトルセンターでの処理は、資源化を一層推進するため民間委託を行う。

最終処分場については、現状、焼却固化灰等を埋立処分している一般廃棄物最終処分場がほぼ満杯となっている。焼却固化灰の資源化について検討してきたが、流動床式焼却炉特有の塩化物・ダイオキシン濃度が高い灰であり、リサイクル不適であることが判明している。このような現状を踏まえ、引き続き資源化を模索しながらも、本地域内のごみ処理事業の安定継続性を確保するために、新たな最終処分場の建設を進めていくものとする。

生活排水の処理については、これまで、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農漁業集落排水施設、合併処理浄化槽の各事業を積極的に推進してきたため、平成 25 年度末における水洗化可能人口は、唐津市地区で約 85%、玄海町地区については、概ね全域の整備が完了することとなった。今後は公共下水道等の集合処理と合併処理浄化槽の整備を行い、併せて水洗化の普及促進を進めることで、汚水衛生処理率の向上を図り、更なる生活環境の改善と美しい河川の保全に努めることとする。

（４）広域化の検討状況

本地域は佐賀県が策定した「広域化計画」においては、北部ブロックとして位置づけされており、すでに唐津・東松浦広域市町村組合によって、広域処理が行われていた経緯がある。

先述したように平成 17 年には北部ブロックを構成する唐津・東松浦広域市町村組合に属する市町村のうち、玄海町を除く 1 市 6 町 2 村が合併して現在の唐津市となったが、玄海町については合併に参加せず、唐津市への委託処理の形で広域処理を継続することとなった。

そのため、本地域計画の計画期間中は、これまでどおり、唐津市及び唐津市に委託して処理を行っている玄海町の 1 市 1 町の体制となる。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

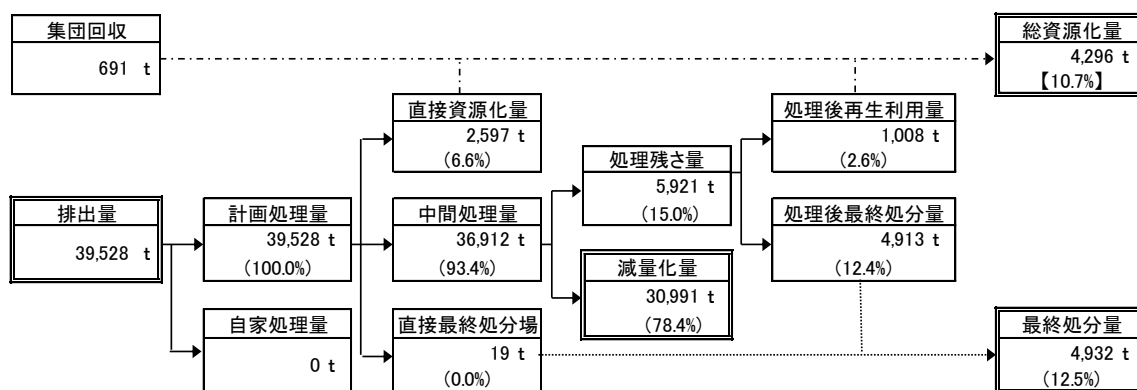
(1) ごみ処理の現状

平成 24 年度の一般廃棄物の排出、処理状況フローは図-1 のとおりである。

総排出量は、集団回収を含め 40,219 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 4,296 トン、リサイクル率（＝〔直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量〕／〔ごみの総処理量＋集団回収〕）は 10.7%である。分母から集団回収を除くと 10.9%である。

中間処理による減量化量は 30,991 トンであり、集団回収を除いた排出量のおおむね 8 割が減量化されている。また、集団回収を除いた排出量の 12.5%に当たる 4,932 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 33,948 トンである。焼却施設では温水の場内利用を行っている。



※：総資源化量は排出量と集団回収の合算値に対する構成比、ほかは排出量に対する構成比

図-1 ごみの処理状況フロー

(2) 生活排水の処理の現状

平成 24 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 135,516 人であり、汚水衛生処理人口は 102,700 人、汚水衛生処理率は 75.8%である。

し尿発生量は 26,874kL/年、浄化槽汚泥発生量は 20,618kL/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 47,492kL/年である。

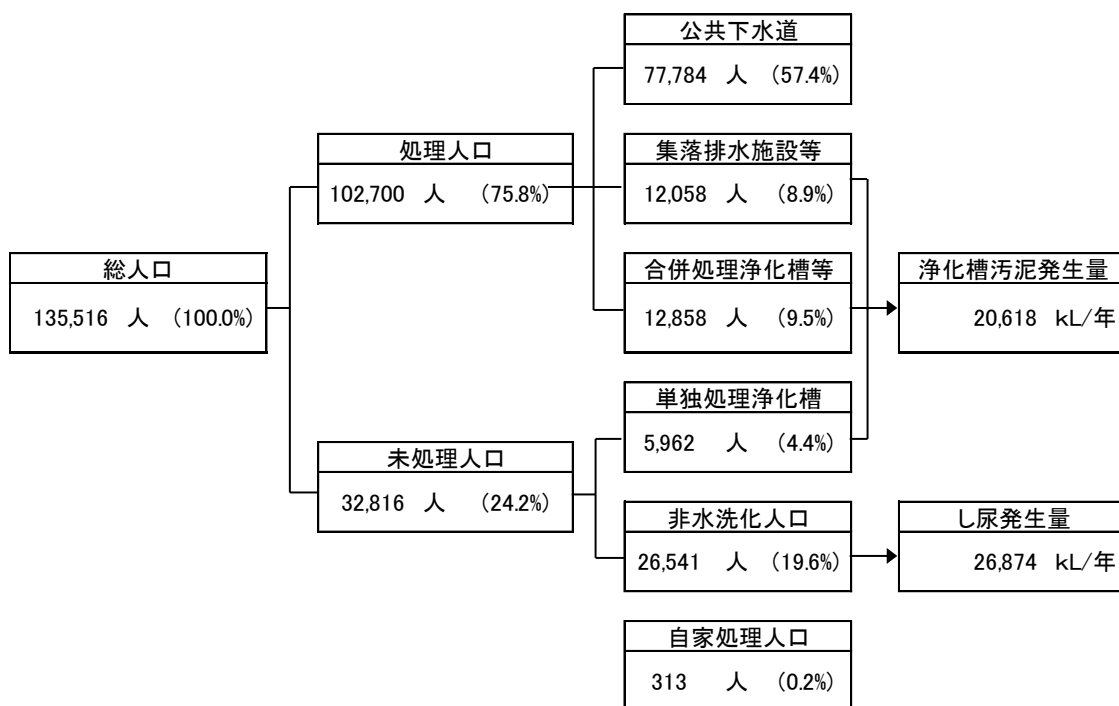


図-2 生活排水の処理状況フロー

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表-2のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表-2 減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合※1) (平成 24 年度)		目標(割合※1) (平成 31 年度)	
排出量	事業系 総排出量	9,886	t	8,655	t (-12.5%)
	1事業所当たりの排出量※2	1.44	t/事業所	1.35	t/事業所 (-6.3%)
	家庭系 総排出量	29,642	t	25,965	t (-12.4%)
	1人当たりの排出量※3	218.7	kg/人	204.7	kg/人 (-6.4%)
合 計	事業系家庭系排出量合計	39,528	t	34,620	t (-12.4%)
再生利用量	直接資源化量	2,957	t (6.6%)	2,432	t (7.0%)
	総資源化量	4,296	t (10.9%)	6,156	t (17.8%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	-		1,637	MWh
減量化量	中間処理による減量化量	30,991	t (78.4%)	26,417	t (76.3%)
最終処分量	埋立最終処分量	4,932	t (12.5%)	2,726	t (7.9%)

※1：排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2：(1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / 事業所数

※3：(1人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / 人口

《指標の定義》

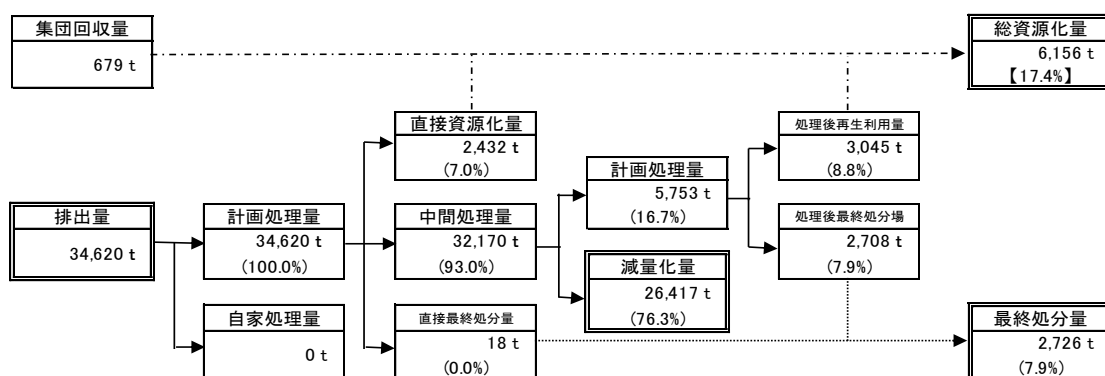
排 出 量：事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く) [単位：トン]

再 生 利 用 量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

熱 回 収 量：熱回収施設において回収された熱回収量 [単位：MWh]

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]



※：総資源化量は排出量と集団回収の合算値に対する構成比、ほかは排出量に対する構成比

図-3 目標達成時(平成31年度)のごみの処理状況フロー

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表-3 に掲げる目標のとおり、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表-3 生活排水処理に関する現状と目標

		(現状)平成 24 年度	(目標)平成 31 年度
処理形態別人口	公共下水道	77,784 人 (57.4%)	83,542 人 (65.9%)
	集落排水施設等	12,058 人 (8.9%)	10,947 人 (8.6%)
	浄化槽等	12,858 人 (9.5%)	13,572 人 (10.7%)
	未処理人口	32,816 人 (24.2%)	18,753 人 (14.8%)
	合計	135,516 人	126,814 人
し尿・汚泥の量	し尿量	26,874 キロリットル	20,163 キロリットル
	浄化槽汚泥量	20,618 キロリットル	19,471 キロリットル
	合計	47,492 キロリットル	39,634 キロリットル

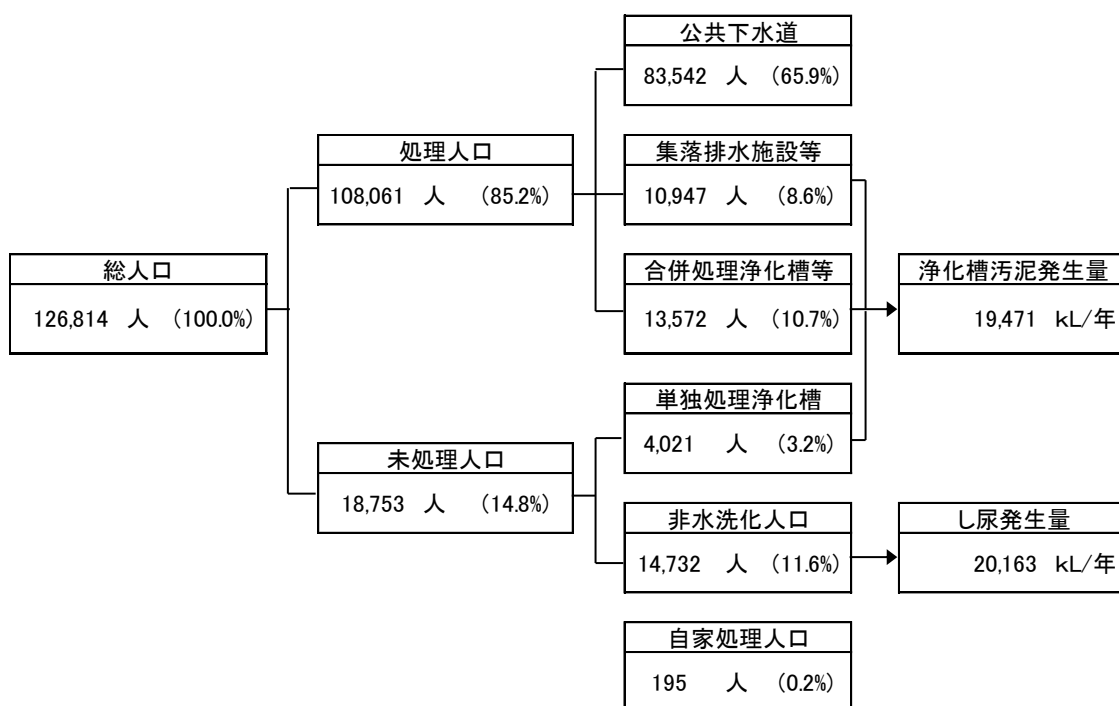


図-4 生活排水の処理状況フロー（目標）

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

(1) -1 唐津市

唐津市では集団回収等の普及促進により再資源化・減量化を行っている。現状、市の集団回収率及びリサイクル率は県平均及び全国平均値を下回っており、今後は、排出抑制策を中心に施策を展開するものとする。

表-4 平成 23 年度リサイクル率の比較

	唐津市 (玄海町含む)	佐賀県	全国
総排出量(集団回収込み)	40,497t/年	272,159t/年	45,385,340t/年
集団回収量	801t/年	6,859t/年	2,650,154t/年
集団回収比率	2.0%	2.5%	5.8%
再資源化量	4,665t/年	48,044t/年	9,268,088t/年
リサイクル率	11.5%	17.7%	20.4%

※出典：一般廃棄物処理実態調査票（平成 23 年度）

ア 発生抑制・再使用の推進（リデュース・リユース）

①環境教育、普及啓発の充実

- ・市民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な分別に関する適切な啓発や情報提供を行う。
- ・ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場において、副読本の活用やごみ処理施設の見学などを通じた環境教育に積極的に取り組む。

②地域リーダーの育成

- ・地域に根ざしたごみの分別や排出等に関する指導者を配置できるよう廃棄物減量等推進員・協力員制度等の導入を検討する。また推進員等との研修や意見交換会を実施する。

③生ごみの資源化の推進

- ・家庭用の生ごみ堆肥化処理機器を購入する市民に、購入に要した経費の一部を支援する。また、家庭における堆肥の利用を促進する。

④民間回収ルートを活用

- ・販売店頭回収や店頭回収などの事業者による回収体制を強化する。

⑤事業系ごみの減量

- ・事業系ごみの処理について処理費用を勘案した手数料を徴収することにより適切な経済性インセンティブ（動機付け）を与えると同時に、事業者に対する減量化計画の策定指導を徹底するなど計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講じる。

⑥マイバッグの普及促進

- ・市民と事業者が一体となったマイバッグ運動を展開する。

⑦リサイクル協力店の拡大

- ・ごみ減量・リサイクルに積極的に取り組んでいるリサイクル協力店の認定数の拡大を図る。

⑧ごみ処理有料化の継続

- ・一般廃棄物の排出量・処理経費に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を進め、ごみの排出抑制を図る。

⑨もったいないセンターの開設

- ・清掃センターに搬入される粗大ごみ（自転車、家具など）の中から使用可能なものを修理し、市民や観光施設等へ提供し、再利用する。



⑩テレホンバザーの情報提供

- ・市民の間での不用品の取引を市と消費者グループが仲介し、双方向の情報が確認できる情報を庁内掲示板やインターネットを通して提供する。

⑪フリーマーケット開催の紹介

- ・市内で開催されるフリーマーケットを紹介する。

⑫リターナブルびん等のリターナブル容器の利用促進

- ・地域においてリターナブルびんの利用促進が図られるよう、関係者間の連携構築と普及啓発に努める。また、その他のリターナブル容器についても、利用促進のため事業者や市民への呼びかけに努める。

⑬グリーン購入の推進

- ・グリーン購入法に基づき、製品やサービスを購入する際、環境負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入するよう推進する。

イ 資源化の推進（リサイクル）

①分別排出の徹底

- ・市民は分別排出を徹底し、資源化に協力する。また、地域団体による資源物の分別回収においては、ごみの減量化の観点から有効であるばかりではなく、地域コミュニティの育成にも役立つものであることから、積極的に実施する。

②リサイクル活動への協力

- ・市民はリサイクル団体や回収業者が実施しているリサイクル活動に協力する。

③自己責任によるリサイクルの促進

- ・事業者は事業所から出される一般廃棄物を清掃センターへ搬入しているが、オフィス古紙、びん、かん類などは、事業者自らリサイクル処理できるように情報を提供する。

④行政職員の意識の向上

- ・職員のごみ減量化に対する意識の向上を図り、公共施設から発生するごみやイベントの際に発生するごみの減量とリサイクルを推進する。

⑤再生利用の拡充

- ・再生利用を拡充させるため、廃食用油、剪定木くず、草及び生ごみなど再生利用を促進する。廃食用油については、家庭から排出される使用済み油の回収を進め、BDF（バイオディーゼル燃料）の再生利用を推進する。

⑥資源物回収事業奨励金の交付

- ・資源物を定期的に分別回収する地域団体に対して、回収量に応じ奨励金を交付し、ごみの減量化を図るとともにリサイクルを推進する。

⑦行政回収の多様化

- ・資源物の回収を実施している地域団体が結成されていない地区に対しては、市が主体となり、一般の家庭から出された資源物を回収する。また、家電 4 品目を適正に処理できるよう小売業者に代わり、家電リサイクル法に基づいたルートに引き渡すための収集運搬を行い、適正処理の円滑化を図り、リサイクルを推進する。

⑧公共施設等を活用した拠点回収の拡充

- ・家庭から出た蛍光灯・乾電池などの有害ごみや使用済小型電子機器の公共施設等を活用した拠点回収を推進し、適正な処理を図り、資源化に努める。

ウ 適正処理の実施

①効率的な収集・運搬

- ・一般廃棄物処理基本計画に基づき、家庭系・事業系ごみの効率的な収集・運搬体制について検討する。

②環境負荷の低減

- ・環境に優しい低公害車の導入を進める。

③焼却施設による適正処理の継続

- ・今後も焼却施設の適正な維持管理を行い、焼却処理によるごみの適正処理を行う。離島での処理体制の合理化を図る。

④中間処理施設による資源化処理の継続

- ・中間処理施設での破碎、選別、圧縮など作業を引き続き実施し、資源化を図る。また、ガラスびん・ペットボトルについては中間処理後、容器包装リサイクル法に基づいたルートに引き渡し、適正処理を行う。

エ 適正処分の実施

①最終処分量の削減

- ・ごみを適正に処理し、最終処分量の最小化を推進する。

②将来の最終処分方法の検討

- ・最終処分場の残余容量が少なくなっている状況を踏まえて将来の最終処分方法について焼却固化灰のリサイクル等を検討した。その結果、流動床式焼却炉特有の塩化物・ダイオキシン濃度が高い灰であり、リサイクル不適であることが判明している。このような現状を踏まえ、本地域内のごみ処理事業の安定継続性を確保するために、新たな最終処分場を整備し、灰の適正処理を促すこととする。また、最終処分場を整備するまでの間、暫定的な措置として清掃センターの処分場に埋め立ててある焼却固化灰等を「クリンパークさが」の処分場に搬出する。

オ 生活排水対策

生活排水処理については、生活排水処理対策の必要性、浄化槽の設置及び管理の重要性について、定期的に広報・啓発活動を実施し、住民への周知を図り、合併浄化槽の設置を推進する。

(1) -2 玄海町

玄海町では集団回収事業やマイバッグ普及促進、不用品情報交換、処理手数料の徴収等によって排出量の削減等を行っている。

今後の施策については以下のとおり。

ア 発生抑制・再使用の推進（リデュース・リユース）

①環境学習の推進

- ・エコチャレンジシートの配布、ポスターコンクール、処理施設の見学会、バイオマス関連施設の見学、3R 全国大会の参加推進など

②広報・啓発活動

- ・「もったいなか掲示板」の活用推進、町内NPOや地域団体の資源回収活動の紹介

③ごみ処理回収方法の見直し

- ・販売店回収や店頭回収などの民間回収体制の整備、指定袋制度の効果分析、手数料の見直し

④各種リサイクル活動等の推進

- ・分別、再生利用、収集品目の追加検討、生ごみ資源化の促進、職員意識の向上、減量化資源化推進員、協力員制度導入の検討

⑤ごみ処理有料化の検討

- ・一般廃棄物の排出量・処理経費・減量化の努力等に応じた負担の公平化の観点からごみ処理有料化の検討を進める。

イ 町民の取り組み

①環境学習・啓発活動の創造

- ・フリーマーケット、リサイクルアイデア提供、マイバッグ利用、使い捨て品の利用抑制と再生品の利用促進、グリーン購入促進

②分別排出の徹底とリサイクル活動への協力

- ・分別排出の徹底、リサイクル活動への協力、生ごみの減量・資源化

ウ 事業者の取り組み

①事業者から排出されるごみの発生抑制及び資源化

- ・発生源における排出抑制、過剰包装抑制、流通包装廃棄物抑制、使い捨て容器抑制
- ・リサイクル協力店の拡大、リサイクルの徹底、業者間の協力等

(2) 処理体制

ア 家庭系廃棄物の処理体制の現状と今後

ごみ処理の体制は現在、唐津市が主体となっており、今後も現状の体制を維持するものとする。

なお、分別区分及び処理方法については、表-5のとおりである。

現在処理を行っている唐津市清掃センターについては、供用開始16年が経過しており、適正な維持管理のもと、適正処理の継続に努めることとするが、適宜、精密機能検査を実施し、必要に応じて長寿命化・施設更新の検討を行うこととする。また、離島での処理体制の整備を行う。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系ごみについては、許可業者及び直接搬入によっており、50kg毎に820円の料金を徴収する体制となっている。今後も料金設定の妥当性について検証し、廃棄物排出量削減への方向性を確立するものとする。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状は、原則として産業廃棄物については、一般廃棄物処理施設で受け入れは行っていない。今後も同様とするが、非常事態等の対応については適宜検討を行う。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水処理の体制は現在、し尿・浄化槽汚泥については唐津市が主体となっており、今後も現状の体制を維持するものとする。

なお、現在処理を行っている唐津中部衛生処理センターについては、供用開始21年、唐津北部処理センターについては供用開始後6年が経過している。唐津南部衛生処理センターは中部衛生処理センターに処理機能を集約した。今後も適正な維持管理のもと、適正処理の継

続に努めることとするが、適宜、精密機能検査を実施、必要に応じて長寿命化・施設統合の検討を行うこととする。

オ 今後の処理体制の要点

原則として、既往の処理施設については、ストックマネジメントの観点から長寿命化事業等を進めて適正な処理体制を維持していくものとする。

- ・唐津市清掃センターは平成 26 年～30 年にかけて稼働を継続しながら、大規模な設備改良・設備導入事業を実施し、適正な処理体制を継続するための中核施設として位置づける。
- ・現在稼働中の最終処分場がほぼ満杯になっていることや、リサイクル不適な焼却固化灰を適切に処理するため、新たな最終処分場を整備し、ごみ処理事業の安定継続性を確保する。
- ・3 施設あるし尿処理施設については時期が未定ながら統合又は基幹的設備整備事業等を実施し、適正な処理体制を維持するための中核施設として位置付ける。
- ・玄海町にあっては、排出量削減のために有料化を検討するものとする。

表-5 唐津市・玄海町のごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成 24 年度)					今後(平成 31 年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績	分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込
		一次処理	二次処理				一次処理	二次処理	
もえるごみ	焼却	唐津市清掃センター (ごみ焼却処理施設)	埋立処分	36,912t	もえるごみ	焼却	唐津市清掃センター (ごみ焼却処理施設)	埋立処分 資源化処理 (再生事業者)	32,170t
もえないごみ	破碎・選別	唐津市清掃センター (粗大ごみ処理施設)	埋立処分 資源化処理 (再生業者)		もえないごみ	破碎・選別	唐津市清掃センター (粗大ごみ処理施設)	埋立処分 資源化処理 (再生事業者)	
粗大ごみ					粗大ごみ				
廃乾電池	ストック	唐津市清掃センター (ごみ処理施設)	資源化処理 (再生業者)		廃乾電池	ストック	唐津市清掃センター (ごみ処理施設)	資源化処理 (再生業者)	
廃蛍光管					廃蛍光管				
ペットボトル	梱包	唐津市ペットボトル センター			ペットボトル	資源化	資源化処理(再生業者)		



(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

現有施設を適切に維持管理し、処理を継続することとする。

なお、ごみ処理施設については、一部老朽化が懸念されることから長寿命化計画（延命化計画）を作成のうえ、改修し処理を継続することとする。

また、既存の最終処分場がほぼ満杯となっていることから、新たな最終処分場を整備（次期計画）し、ごみ処理事業の安定継続性を確保する。

表-6 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	廃棄物処理施設の 基幹的設備改良事業 (ごみ処理施設)	唐津市清掃センター 基幹的設備改良事業	焼却 150t/日 粗大 48t/日	唐津市 北波多岸山 234-2	H26
2	廃棄物処理施設の 先進的設備導入事業 (ごみ処理施設)	唐津市清掃センター 先進的設備導入事業	焼却 150t/日 粗大 48t/日	唐津市 北波多岸山 234-2	H27~H30
3	廃棄物処理施設の 整備事業 (ごみ処理施設)	(仮称)向島清掃センター	焼却 45 kg/h	唐津市向島	H26

(整備理由)

事業番号 1 既存ごみ処理施設の老朽化

事業番号 2 二酸化炭素排出抑制に資する先進的設備の導入

事業番号 3 離島における適正処理の推進

イ 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の整備については、表-7 のとおり行う。

表-7 合併処理浄化槽への移行計画

事業 番号	事業	直近の整備済 基数(基) (平成24年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業 期間
4	浄化槽設置整備事業(唐津市)	35	41	76	(H22)～H26
5	浄化槽市町村整備推進事業(唐津市)	378	550	1,263	(H22)～H26
6	浄化槽設置整備事業(玄海町)	221	267	1,137	(H22)～H26
合計		634	858	2,476	

(4) 施設整備に関する計画支援事業

最終処分場の施設整備(次期計画)に先立ち、表-8 のとおり計画支援事業を行う。

表-8 実施する計画支援事業

事業 番号	事業名	事業内容	事業期間
7	(仮称)唐津市一般廃棄物最終処分場整備事業に係る計画支援業務	測量調査 地質調査 生活環境影響調査 施設基本計画設計 本体造成実施設計 発注仕様書作成 工事発注支援	H30～(H31)

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生品の利用拡大

行政が率先してエコマーク商品やグリーン商品の調達・利用拡大に努め、広報等によっても啓発を継続する。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルに関しては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適正な回収と再商品化が行われるよう、関係団体や小売店と連携して啓発を進めていく。また小型家電のリサイクルについても検討を進めていく。

ウ 不法投棄対策

ごみの不法投棄対策として、自治会や地域住民の通報、監視への協力、行政によるパトロール等を実施する。広報による啓発も行う。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

唐津市災害廃棄物処理計画は策定を検討中である。

玄海町災害廃棄物処理計画は策定を検討中である。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

唐津市及び玄海町は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、佐賀県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行うこととする。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金・二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金事業実施計画総括表 1 (平成 27 年度変更)

1 地域の概要

(1) 地域名	唐津市・玄海町	(2) 地域内人口	135,516 人	(3) 地域面積	487.48 km ²
(4) 構成市町村等名	唐津市・玄海町	(5) 地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況			該当なし		

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状						目標
		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 31 年度
排出量	事業系 総排出量 (トン)	11,100	9,973	9,647	9,440	9,532	9,886	8,665 (H24 比 -13%)
	1 事業所当たりの排出量 (トン/事業所)	1.70	1.51	1.44	1.40	1.40	1.44	1.35 (H24 比 -6%)
	家庭系 総排出量 (トン)	31,375	31,031	31,102	30,194	30,164	29,642	25,965 (H24 比 -12%)
	1 人当たりの排出量 (kg/人)	224.5	222.3	225.0	219.9	221.0	218.7	204.7 (H24 比 -6.4%)
	集団回収量	1,227	1,144	828	806	801	691	679 (H24 比 -2%)
	合計 事業系家庭系排出量合計 (トン)	42,475	41,004	40,749	39,634	39,696	39,528	34,620 (H24 比 -12%)
再生利用量	直接資源化量 (トン)	2,115 (5%)	2,827 (7%)	2,643 (6%)	2,564 (6%)	2,447 (6%)	2,597 (7%)	2,432 (7%)
	総資源化量 (トン)	5,651 (13%)	5,253 (13%)	4,764 (12%)	4,689 (12%)	4,665 (12%)	4,296 (11%)	6,156 (18%)
熱回収量	熱回収量 (MWh)	—	—	—	—	—	—	1,637
中間処理による減量化量	減量化量 (中間処理前後の差 トン)	32,629	31,668	31,346	30,873	30,931	30,991	26,417
最終処分量	埋立最終処分量 (トン)	5,442	5,227	5,467	4,878	4,901	4,932	2,726 (24 比 -45%)

※：別添資料としてごみ処理の実績と見通しのグラフを添付した(資料③)。

3 一般廃棄物処理施設の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力 (単位)	開始年月	更新、廃止 予定年月	更新、廃止、 新設理由	型式及び処理方式	施設竣工 予定年月	処理能力 (単位)	
ごみ処理施設	唐津市	全連続燃焼式	有	150 t/d	H9.4	H31.4	老朽化	全連続燃焼式	H31.3	150 t/日	設備改良・導入
		併用式	有	48 t/5h	H9.4			併用式		48 t/日	
						H27.4	適正処理	機械化バッチ式	H27.3	45 kg/h	新設
資源化施設	唐津市	梱包	有	2.4 t/8h	H11.11	H28.4	民間委託へ切り替え	—	—	—	廃止
最終処分場	唐津市	管理型(オープン型)	有	76,200m ³	H4.4	H35.3 予定	埋立終了	管理型(オープン型)	H35.3	約100,000m ³	新設
		安定型(安定5品目)	有	14,499m ³	S60.4						継続使用
		安定型(安定5品目)	有	13,155m ³	S43.4						継続使用
		安定型(安定5品目)	有	19,132m ³	S61.4						継続使用
し尿処理施設	唐津市	高負荷脱窒素	有	80 kL/d	H4.4						継続使用
		標準脱窒素	有	40 kL/d	S60.4	H26.3	処理機能の集約	—	—	—	廃止
		膜分離高負荷脱窒素	有	77 kL/d	H19.2						継続使用

※：別添資料として地域内の施設の状況と予定を地図上に示したものを添付した。(資料①参照)

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状						目標
		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 31 年度
総人口		139,738	138,986	138,222	137,309	136,464	135,516	126,814
公共下水道	汚水衛生処理人口	65,744	68,918	71,283	74,487	75,067	77,784	83,542
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	47.0%	49.6%	51.6%	54.2%	55.0%	57.4%	65.9%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	10,045	10,862	11,352	11,573	12,138	12,058	10,947
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	7.2%	7.8%	8.2%	8.4%	8.9%	8.9%	8.6%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	13,305	13,286	13,519	13,552	12,393	12,858	13,572
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	9.5%	9.6%	9.8%	9.9%	9.1%	9.5%	10.7%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	50,644	45,920	42,068	37,697	36,866	32,186	18,753

※：別添資料として生活排水処理の実績と見通しのグラフを添付した。（資料④参照）

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容(23年度末)			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	唐津市	1,223 基	4,578 人	H4.4	3 基	6 人	H27	
浄化槽市町村整備推進事業	唐津市	883 基	3,448 人	H15.4	77 基	152 人	H27	
浄化槽設置整備事業	玄海町	221 基	1,031 人	H9.4	3 基	8 人	H27	

※：別添資料として浄化槽の整備計画に関する図面を添付した。（資料②参照）

様式 2

循環型社会形成推進交付金・二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金事業実施計画総括表 2 (平成 28 年度変更)

事業種別	事業 番号 ※1	事業 主体 名称 ※2	規模		事業期間 交付期間		総事業費 (千円)					交付対象事業費 (千円)					備考		
			単位		開始	終了	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度			
○施設整備事業							1,918,292	461,771	267,504	466,273	431,399	291,345	1,133,419	250,182	171,033	324,213	229,083	158,908	
唐津市清掃センター 基幹的設備改良事業	1	唐津市	150	t/d	H26	H26	439,567	439,567					232,956	232,956					
唐津市清掃センター 先進的設備導入事業	2	唐津市	150	t/d	H27	H30	1,456,521		267,504	466,273	431,399	291,345	883,237		171,033	324,213	229,083	158,908	
(仮称) 向島清掃センター 整備事業	3	唐津市	45	kg/h	H26	H26	22,204	22,204					17,226	17,226					
○浄化槽に関する事業							100,395	100,395					100,395	100,395					
浄化槽整備設置事業	4	唐津市	3	基	(H22)	H26	1,160	1,160					1,160	1,160					
浄化槽市町村整備推進事業	5	唐津市	77	基	(H22)	H26	98,075	98,075					98,075	98,075					
浄化槽整備設置事業	6	玄海町	3	基	(H22)	H26	1,160	1,160					1,160	1,160					
○施設整備に関する計画支援事業							115,593					115,593	115,593						115,593
(仮称) 唐津市一般廃棄物 最終処分場整備事業 (次期計 画) に係る計画支援事業	7	唐津市	-	-	H30	(H31)	115,593					115,593	115,593						次期計画へ 継続 (~H31)
合計							2,134,280	562,166	267,504	466,273	431,399	406,938	1,349,407	350,577	171,033	324,213	229,083	274,501	

※1：事業番号については、本計画文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、併せて番号を記入すること。

※2：広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3：実施しない事業の欄は削除して構わない。

※4：同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

様式 3

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画（年度）					備考
					開始	終了		H26	H27	H28	H29	H30	
排出抑制、 再使用の 促進に関 するもの	11	環境教育、普及啓発の 充実	ごみの分別に関する啓発や 情報提供、副読本の活用や 施設見学	唐津市	H26	H30		事業実施					
	12	地域リーダーの育成	減量等推進員、協力員制度 の導入検討、研修、 意見交換会開催	唐津市	H26	H30		事業実施					
	13	生ごみの資源化の推進	生ごみ処理機への設置補助 の継続	唐津市	H26	H30		事業実施					
	14	民間回収ルートの活用	販売店や店頭での 回収体制強化	唐津市	H26	H30		事業実施					
	15	事業系ごみ減量	処理費用を勘案した手数料 の検討	唐津市	H26	H30		事業実施					
	16	マイバッグ普及促進	マイバッグ運動の展開	唐津市	H26	H30		事業実施					
	17	リサイクル協力店拡大	リサイクル協力店の認定 拡大	唐津市	H26	H30		事業実施					
	18	ごみ処理有料化の継続	指定袋による排出抑制	唐津市	H26	H30		事業実施					
	19	もったいないセンター の開設	粗大ごみの修理・再利用	唐津市	H26	H30		事業実施					
	20	テレフォンバザーの 情報提供	不用品の取引情報を 庁内掲示板や インターネットで提供	唐津市	H26	H30		事業実施					
	21	フリーマーケット 開催の紹介	市内で開催される フリーマーケットを紹介	唐津市	H26	H30		事業実施					
	22	リターナブル びん等の利用促進	利用促進のため事業者や 市民への呼びかけを行う	唐津市	H26	H30		事業実施					
	23	グリーン購入の促進	製品等を購入する際に 環境負荷が小さいものを 優先的に購入	唐津市	H26	H30		事業実施					

様式 3

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画（年度）					備考	
					開始	終了		H26	H27	H28	H29	H30		
資源化の推進に関するもの	31	分別排出の徹底	市民に分別排出を徹底し資源化を促進	唐津市	H28	H30		事業実施						
	32	リサイクル活動への協力	リサイクル団体や回収業者が行うリサイクル活動への協力を呼びかける	唐津市	H26	H30		事業実施						
	33	自己責任によるリサイクル促進	オフィス古紙、びん、かんなどを事業者自らリサイクル処理できるように情報を提供する	唐津市	H26	H30		事業実施						
	34	行政職員の意識向上	職員の意識向上を図り公共施設から発生するごみの減量とリサイクルを推進する	唐津市	H26	H30		事業実施						
	35	再生利用の拡充	廃食用油、剪定木くず、草、ごみなどの再生利用を促進する	唐津市	H26	H30		事業実施						
	36	資源物回収事業奨励金の交付	地域団体に対し回収量に応じ奨励金を交付しごみの減量とリサイクルを推進する	唐津市	H26	H30		事業実施						
	37	行政回収の多様化	地域団体が結成されていない地域の資源物を市が主体となり回収	唐津市	H26	H30		事業実施						
	38	公共施設活用の拠点回収の拡充	蛍光管、乾電池、使用済小型電子機器を拠点回収し適正処理及び資源化を推進する	唐津市	H26	H30		事業実施						
処理施設の整備に関するもの	1	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業	唐津市清掃センター	唐津市	H26	H26	○	設備改良						
	2	廃棄物処理施設の先進的設備導入事業	唐津市清掃センター	唐津市	H27	H30	○		先進的設備導入事業					
	3	廃棄物処理施設の整備事業	ごみ処理施設（向島）	唐津市	H26	H26	○	施設整備						
	4・5	合併処理浄化槽整備	合併処理浄化槽の整備	唐津市	(H22)	H26	○	浄化槽整備						
整備に係る計画支援に関するもの	7	最終処分場の計画支援	最終処分場の施設整備（次期計画）に伴う調査・設計等	唐津市	H30	(H31)	○					調査・設計等	次期計画へ継続（～H31）	
その他	51	生活排水対策	生活排水対策の必要性についての周知、合併処理浄化槽の設置促進	唐津市	H26	H30		事業実施						
	52	災害時の廃棄物処理	処理方策の検討	唐津市	H26	H30		処理計画策定の検討						

様式 3

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画（年度）					備考	
					開始	終了		H26	H27	H28	H29	H30		
排出抑制、 再使用の 促進に関 するもの	41	環境学習の推進	エコチャレンジシート 配布・ポスターコンク ール開催、見学会等	玄海町	H26	H30		事業実施						
	42	広報・啓発活動	「もったいなか掲示板」 活用推進、回収団体の 活動紹介	玄海町	H26	H30		事業実施						
	43	ごみ処理回収方法の 見直し	民間回収体制整備、手数料 見直し等	玄海町	H26	H30		事業実施						
	44	各種リサイクル活動	生ごみ資源化促進、 推進協力委員制度検討	玄海町	H26	H30		事業実施						
	45	環境学習・啓発活動の 創造	フリーマーケット開催、 グリーン購入促進等	玄海町	H26	H30		事業実施						
	46	分別排出徹底と リサイクル活動への協力	分別徹底、回収活動協力、 生ごみ資源化	玄海町	H26	H30		事業実施						
	47	事業者から排出される ごみの発生抑制	排出抑制、過剰包装抑制 等	玄海町	H26	H30		事業実施						
	48	ごみ処理有料化の継続	指定袋による排出抑制	玄海町	H26	H30		事業実施						
処理施設 の整備に 関するもの	6	合併処理浄化槽整備	合併処理浄化槽の整備	玄海町	(H22)	H26	○	浄化槽 整備						

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 佐賀県

(1)事業主体名	唐津市
(2)施設名称	唐津市清掃センター
(3)工期	平成 26 年度～平成 30 年度
(4)施設規模	処理能力 150t/日
(5)形式及び処理方式	全連続燃焼式
(6)余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 約 %) ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱回収率 約 %) ・ 無
(7)地域計画内の役割	現有施設を適切に維持管理し、処理を継続することとする。 (CO ₂ 削減率:20%以上、概略試算では43.5%)
(8)廃焼却施設解体工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/>

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率 及び発生ガス量	
(11) 回収ガスの利用計画	

(12)事業計画額	1,752,500 千円 (消費税抜き) 1,896,088 千円 (消費税込み)
-----------	--

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 佐賀県

(1) 事業主体名	唐津市
(2) 施設名称	(仮称)唐津市向島清掃センター
(3) 工期	平成 26 年度
(4) 施設規模	処理能力 45 kg/hr
(5) 形式及び処理方式	機械化バッチ式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有(発電効率 約 %)・ <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 有(熱回収率 約 %)・ <input type="radio"/> 無
(7) 地域計画内の役割	離島における廃棄物の適正処理を推進する。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率 及び発生ガス量	
(11) 回収ガスの利用計画	

(12) 事業計画額	22,204 千円（消費税込み）
------------	------------------

施設概要(浄化槽系)

都道府県名 佐賀県

(1) 事業主体名	唐津市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を目的として、浄化槽の設置を促進する。事業対象地域において、個人で浄化槽を設置する者に対し補助金を交付する。
(4) 事業期間	(平成 22 年度)～平成 26 年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道法第 4 条第 1 項の認可又は同法第 25 条の 3 第 1 項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域外の区域であって下記のいずれかに該当する区域 <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法第 14 条の 7 第 1 項に規定する生活排水対策重点地域 ・自然公園法第 2 条第 1 項に規定する自然公園地域 ・既に事業を開始している地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 15,580 千円 うち <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 0 千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5 人槽	17 基 (31 人分)	基	5,644 千円	5,644 千円	5,644 千円
6～7 人槽	24 基 (45 人分)	基	9,936 千円	9,936 千円	9,936 千円
8～10 人槽	基 (人分)	基			
11～20 人槽	基 (人分)	基			
21～30 人槽	基 (人分)	基			
31～50 人槽	0 基 (0 人分)	基	0 千円	0 千円	0 千円
51 人槽以上	基 (人分)	基			
改 築	0 基 (人分)				
計画策定調査費					
合 計	41 基 改築を除く (76 人分)	基	15,580 千円	15,580 千円	15,580 千円

施設概要(浄化槽系)

都道府県名 佐賀県

(1) 事業主体名	唐津市
(2) 事業名称	浄化槽市町村整備推進事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、生活排水処理の早期実現のための浄化槽の整備を行う
(4) 事業期間	(平成 22 年度)～平成 26 年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道法第 4 条第 1 項の認可又は同法第 25 条の 3 第 1 項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域外の区域であって下記のいずれかに該当する区域 ・水質汚濁防止法第 14 条の 7 第 1 項に規定する生活排水対策重点地域 ・自然公園法第 2 条第 1 項に規定する自然公園地域 ・既に事業を開始している地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 701,011 千円 うち ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 514,896 千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5 人槽	133 基 (263 人分)	2 基	111,321 千円	111,321 千円	111,321 千円
6～7 人槽	344 基 (681 人分)	4 基	358,792 千円	358,792 千円	358,792 千円
8～10 人槽	24 基 (47 人分)	0 基	33,000 千円	33,000 千円	33,000 千円
11～15 人槽	16 基 (48 人分)	0 基	32,624 千円	32,624 千円	32,624 千円
16～20 人槽	8 基 (32 人分)	0 基	22,288 千円	22,288 千円	22,288 千円
21～25 人槽	11 基 (55 人分)	0 基	36,652 千円	36,652 千円	36,652 千円
26～30 人槽	2 基 (12 人分)	0 基	8,132 千円	8,132 千円	8,132 千円
31～40 人槽	5 基 (40 人分)	0 基	22,605 千円	22,605 千円	22,605 千円
41～50 人槽	4 基 (40 人分)	0 基	22,948 千円	22,948 千円	22,948 千円
51 人槽以上	3 基 (45 人分)	0 基	29,736 千円	29,736 千円	29,736 千円
事務費等			10,838 千円	10,838 千円	10,838 千円
合計	550 基 (1,263 人分)	6 基	701,011 千円	701,011 千円	701,011 千円

施設概要(浄化槽系)

都道府県名 佐賀県

(1) 事業主体名	玄海町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	公共下水道排水及び農業集落排水処理区域外における合併処理浄化槽区域の未設置個所について、合併処理浄化槽を設置し、生活環境改善及び公共用水域の水質保全・向上を図る。
(4) 事業期間	(平成 22 年度)～平成 26 年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道事業計画区域外の区域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 6,624 千円 うち ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 0 千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
 【浄化槽設置整備事業の場合】

変更後
 変更前

区分	交付対象基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5 人槽					
6～7 人槽	16 基 (49 人分)	基	6,624 千円	6,624 千円	6,624 千円
8～10 人槽					
11～20 人槽					
21～30 人槽					
31～50 人槽					
51 人槽以上					
改 築					
計画策定調査費					
合 計	16 基 (49 人分)	基	6,624 千円	6,624 千円	6,624 千円

計画支援概要(計画支援事業)

都道府県名 佐賀県

(1)事業主体名	唐津市
(2)事業目的	(仮称)唐津市一般廃棄物最終処分場整備のため
(3)事業名称	(仮称)唐津市一般廃棄物最終処分場整備事業(次期計画) に係る計画支援業務
(4)事業期間	平成30年度～(31)年度
(5)事業概要	当該施設の整備に伴い必要な調査・設計等を実施する。 (内容) 測量調査、地質調査、生活環境影響調査、施設基本計画設計、 本体造成実施設計、発注仕様書作成、工事発注支援
(6)事業計画額	192,597千円(消費税込み)